

畜舎立地基盤整備事業補助金交付要綱

制 定 令和6年6月20日 石川県知事通達
畜産第662号

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

令和6年能登半島地震により、激しい地盤変動が生じた結果、多くの畜舎が損壊し、県産畜産物の生産基盤に深刻な影響を及ぼしている。

被害を受けた施設のうち、修繕不能と判断された施設は、別の場所で再建する必要があり、新たに基盤整備を行う必要がある。畜舎の多くは山地の条件の悪い場所にあり、再建にあたっては、盛土・切土による整地に多額の費用を要する。しかし、基盤整備に要する費用は、国の補助事業等では補助対象となっていないため、復旧に支障をきたしている。

このため、整地に係る費用の一部を支援することにより、施設の復旧を後押しし、県産畜産物の安定供給に資することを目的とする。

2 用語の定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 基盤整備

建物を建築できるよう土地を整備することをいう。「整地」と「地盤改良」に分けられる。

(2) 整地

樹木の伐採・伐根、盛土・切土等による土地の平坦化、転圧による踏み固め等により、建物を建築するための土台を整備する作業のことをいう。

(3) 地盤改良

地盤がどのくらいの重さに耐えられるかという強さを地耐力といい、土地の地耐力に応じて、地盤を強化し、土地が長期的に建物の荷重に耐えられるようにする作業のことをいう。

3 事業の内容

畜舎を再建する際に必要となる整地に係る費用について、1/2を上限として補助する。1 補助対象者あたりの補助上限額は1,500万円以内、整地に要する基準事業費は10,000円/m²以内とし、補助対象面積は再建する既存畜舎の面積の2倍以内とする。

4 補助対象地域

石川県内の中山間地域を対象とし、知事が定める中山間地域は別記のとおりとする。

5 補助対象者

市町から令和6年能登半島地震による畜舎の被害を証明する書面の交付を受けた畜産農家であり、経営の継続のために畜舎を再建する者とする。

6 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(1)に定める畜産クラスター協議会とする。

第2 事業実施手続き

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、補助対象者からの事業実施申込書を取りまとめた上で事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は(1)により提出された事業実施計画書について、内容が妥当であると認められるときは、これを承認するものとする。

2 提出書類

(1) 事業実施計画書

様式第1号のとおりとする。

(2) 添付書類

以下の書類を添付するものとする。

- ア 被害を受けた畜舎の罹災証明書又は被災証明書
- イ 既存畜舎の面積が確認できる図面等
- ウ 基盤整備を行う場所が確認できる資料
- エ 新たに整備する畜舎の規模がわかる平面図等
- オ 基盤整備に係る見積書、領収書等積算が確認できる資料
- カ 基盤整備の内容がわかる写真等
- キ 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料(写真等)

3 事業実施計画の変更等

事業実施主体は、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。

ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合、第2の1に準じた手続きを行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の30%を超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止

4 事業費の低減

補助対象者は、複数の業者から見積もりを徴取する等により、事業費の低減に努めることとする。ただし、計画承認前に着工している場合にあっては、こ

の限りではない。

5 補助対象外の経費

次の経費は本事業の対象としない。

- (1) 国支援事業及びこの事業以外の補助事業又は支援を受け、もしくは受ける予定となっている取組の経費。
- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費。

6 補助金の交付手続き

- (1) 知事は、予算の範囲内において事業実施主体に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによるものとする。
- (2) 規則第4条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第1号のとおりとする。
- (3) 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、第2の3に掲げる変更以外のものとする。

7 事業の着工

- (1) 補助対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体による補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助対象者及び事業内容ごとに着手年月日を整理するとともに、補助対象者に対し、交付決定までのあらゆる損失費用は補助対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

8 事業の実績報告

- (1) 規則第13条に規定する事業実績報告書は、別記様式第4号のとおりとする。
- (2) 事業実施主体は、補助対象者の実績を取りまとめた上で、補助事業が完了した日から起算して1か月経過した日又は、事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を知事に提出するものとする。

第3 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、県に対して第2の6の補助金交付申請書を提出するに当たり、事業の経費（以下「事業経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗

じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

- 2 事業実施主体は、第2の8の事業実績報告書を提出するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを当該事業実績報告額から減額して報告するものとする。

ただし、報告時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 事業実施主体は、2のただし書きにより第2の8に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第2号)により知事に報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書(様式第3号)を知事に報告しなければならない。
- 5 事業実施主体は、前項の報告をした場合には、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第4 関係法令・規則等の遵守

補助対象者は、本事業の実施に当たり、次に示す、法令・規程等を遵守しなくてはならない。

- 1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)
- 2 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 5 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)
- 6 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 7 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)
- 8 と畜場法(昭和28年法律第114号)
- 9 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号)
- 10 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)
- 11 その他関係法令

第5 補助金の停止及び返還

- 1 知事は、上記第4に示す畜産関係法令・規則等の違反(以下、法令違反)行為をした補助対象者に対し、補助金の交付を停止又は、返還を求める措置

を講じることができるものとする。

2 事業実施主体及び補助対象者は、交付を受けた後に、以下の事が生じた場合は、石川県補助金交付規則第 18 条に基づき、県に返還しなければならない。

(1) 法令違反により返還を求められた場合

(2) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還が生じた場合

第 6 法令違反の是正措置等

1 知事は、補助対象者に対して法令違反の是正措置等を求めた日の属する月から十分な内容の是正措置等が講じられたと認められた日の属する月までの間、補助対象者としなければならないことができるものとする。

2 補助対象者は、是正措置等を講じた場合には、知事に報告するものとする。

第 7 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 20 日から施行、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市古府 1 丁目 2 1 7 番地
石川県畜産クラスター協議会
会長

畜舎立地基盤整備事業実施計画の承認申請について

畜舎立地基盤整備事業補助金交付要綱（令和 6 年 月 日付け畜産第 号）第
2 の 1 に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

3 事業計画の概要
(別紙 1 のとおり)

4 事業実施期間
着手年月日 令和 年 月 日
完了年月日 令和 年 月 日

5 収支予算
(別紙 2 のとおり)

(様式第1号の別紙2)

3 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
その他		
自己負担		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
畜舎立地基盤整備事業		

第 号
年 月 日

石川県畜産クラスター協議会長 様

住所（所在地）
（名 称）
氏名（代表者氏名）

畜舎立地基盤整備事業実施申込書

畜舎立地基盤整備事業補助金交付要綱（令和6年 月 日付け畜産第 号）第
2の1に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

（注）関係書類として、以下の書類を添付すること。

- 1 被害を受けた畜舎の罹災証明書又は被災証明書
- 2 既存畜舎の面積が確認できる図面等
- 3 基盤整備を行う場所が確認できる資料
- 4 新たに整備する畜舎の規模がわかる平面図等
- 5 基盤整備に係る見積書、領収書等積算が確認できる資料
- 6 基盤整備の内容がわかる写真等
- 7 交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料（写真等）

(様式第2号)

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市古府1丁目217番地
石川県畜産クラスター協議会
会長

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け畜産第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、畜舎立地基盤整備事業補助金交付要綱（令和6年 月 日付け畜産第 号）第3の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績報告時の補助金額
_____ 円
- 2 実績報告時に減額した補助金の消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金の消費税等仕入控除税額
_____ 円
- 4 補助金の減額相当額（3－2）
_____ 円

(注) 実績報告書（写）、その他参考となる資料を添付すること

(様式第3号)

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市古府1丁目217番地
石川県畜産クラスター協議会
会長

令和 年度消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け畜産第 号で額の確定通知のあった事業について、畜舎立地基盤整備事業補助金交付要綱（令和6年 月 日付け畜産第号）第3の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額
_____円
- 2 補助金額の確定時における補助金の消費税等仕入控除税額
_____円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金の消費税等仕入控除税額
_____円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
_____円

(注) 額の確定通知書（写）、その他参考となる資料を添付すること

県の定める中山間地域一覧

A	1,210集落
B (一線)	92集落
C (=線)	6集落
合計	1,308集落

平成8年2月制定 (令和元年7月、令和4年3月修正)

農林総合事務所名	市町名	対象地域	備考
南加賀	加賀市	瀬越村 (瀬越) 三谷村 (日谷、直下、曾宇、百々、細坪) 橋立村 (橋立、小塩、田尻、高尾、宮、深田、黒崎、片野) 東谷口村 (二ツ屋、小坂、横北、水田丸、柏野、須谷、塔尾) 旧山中町全域 河南村 (長谷田、上原、塚谷) 西谷村 (下谷、菅谷、栢野、枯淵、真砂) 東谷奥村 (四十九院、中津原、滝、菅生谷、荒谷、今立、大土、杉ノ水)	37集落
	小松市	那谷村 (那谷、滝ヶ原、菩提) 大杉谷村 (長谷、波佐谷、瀬領、上り江、打木、赤瀬、下大杉・大杉中、大杉本、大杉上) 金野村 (金平、金野、江指野、大野、五国寺、正蓮寺、花坂) 新丸村 中海村 (荒木田、軽海、中海、岩淵、桂、原、麦口、上麦口、中峠・嵐) 西尾村 (池城、松岡、沢、布橋、塩原、波佐羅、観音下、岩上、鳥越、滝上、西俣、茗ヶ谷) 栗津村 (西荒谷、日用、白山田、小山田)	44集落
	能美市	国府村 (仏大寺、上区鍋谷、中組鍋谷、中央鍋谷、口鍋谷、坪野、金剛寺、館、寺畠、上和気、中和気、下和気)	12集落
石川	白山市	旧鶴来町 河内村 (日吉、八幡、三宮、白山、中島) 旧河内村全域 河内村 (吉岡、江津、福岡、口直海、久保、吹上、板尾・金間、内尾) 旧吉野谷村全域 吉野谷村 (下吉野、上吉野、佐良、瀬波、市原、下木滑、上木滑、木滑新、中宮) 旧鳥越村全域 鳥越村 (広瀬、瀬木野、河合、若原、下野、上野、三坂、下出合、上出合、別宮、別宮出、杉森、神子清水、渡津、左礫、数瀬・三ツ瀬、阿手、柳原・五十谷、相滝、釜清水、下吉谷、上吉谷、西佐良、三ツ屋野、河原山、仏師ヶ野) 旧尾口村全域 尾口村 (女原、瀬戸、東二口、尾添) 旧白峰村全域 白峰村 (白峰、桑島)	54集落

農林総合事務所名	市町名	対 象 地 域	備 考
県 央	金 沢 市	<p>湯 涌 谷 村 (茅原、七曲、西市瀬、下谷、白見、上原、羽場、湯涌田子島、湯涌・湯涌荒屋、湯涌河内、湯涌曲)</p> <p>犀 川 村 (末、辰巳、上辰巳、水淵、天池、中戸、大平沢、平、樫見、国見、相合谷、下鷺原、鷺原、城力、駒埴、熊走、寺津、瀬領、菅池)</p> <p>内 川 村 (三小牛、別所、蓮花、山川、小原、新保、住吉)</p> <p>花 園 村 (四坊高坂、浅丘、榎尾、俵原、北千石、琴坂、南千谷、琴、上平、滝下、中尾、今泉、朝日牧、加賀朝日、鼓筒、千/杉、地代)</p> <p>三 谷 村 (深谷、深谷牧、四王寺、福島、小野、小池、桐山、上涌波、堀切、曲子原、土子原、松根、竹又、東原、水元、清水谷、古屋谷、車、直江野、納年、北方、市/瀬、柚木、不室、牧山)</p> <p>浅 川 村 (石黒、板ヶ谷、俵、中山、戸室新保、戸室別所、小豆沢、湯谷原、菱池、折谷、清水、田島、二俣、荒山、砂子坂、奥新保、打尾、平等本、蓮如、高池、東荒屋、朝加屋、藤六、東市瀬、北袋、芝原、上山、古郷、東)</p> <p>小 坂 村 (伝燈寺、牧、小二又、釣部)</p> <p>富 樫 村 (平栗、清瀬、坪野、倉ヶ岳)</p>	116集落
	津 幡 町	<p>俱利伽羅村 (竹橋、富田、刈安、越中坂、坂戸、上野、河内、九折、俱利伽羅、山森、原、七野、東荒屋、明神、井野河内、大坪、別所、下藤又、仮生、材木、相窪、朝日畑、常德、舟尾、南横根、北横根、大窪、上藤又、下中)</p> <p>笠 谷 村 (杉/瀬、岩崎、田屋、七黒、鳥越、宮田、蓮花寺、山北、籠月、鳥屋尾、吉倉、大熊、八ノ谷、市谷、彦太郎島、笠池ヶ原、あざみ谷、大島、倉見)</p> <p>河 合 谷 村 (上大田、下河合、上河合、瓜生、牛首、木ノ窪)</p> <p>英 田 村 (上矢田、平野、小熊、池ヶ原、興津、菩提寺、下矢田、中山、種)</p> <p>花 園 村 (浅谷)</p>	64集落
かほく市		<p>宇ノ気村 (気屋、多田、上山田)</p> <p>金 津 村 (上田名、余地)</p> <p>旧高松町全域</p> <p>南大海村 (箕打、元女、黒川、八野、野寺、瀬戸町、夏栗、中沼、二ツ屋)</p> <p>高 松 村 (南町、古宮町、元町、南新町、流川町、六軒町、中町、下伊丹町、上伊丹町、旭町、桜井町、上北町、北中町、北新町、岸川町、内高松、長柄町、若緑)</p>	32集落

農林総合 事務所名	市町名	対 象 地 域	備 考
中能登	羽咋市	羽咋町 (釜屋、羽咋) 邑知町 (飯山、宇土野、白瀬、上白瀬、福水、千石、神子原、菅池、中川、千代町、四町、垣内田、円井、千田、上江、尾長、尾長出、堀替新、菱分、寺境、若部、本江、志々見) 栗ノ保村 (新保、粟生、兵庫、土橋、立開、粟原、西粟生) 富永村 (太田、三ツ屋、石野町、深江、次場、吉崎) 一ノ宮村 (寺家、一ノ宮、滝) 越路野村 (柳田、千路) 上甘田村 (柴垣、滝谷) 下甘田村 (上中山) 千里浜村 (千里浜) 余喜村 (酒井、四柳、大町、金丸出、下曾祢) 鹿島路村 (宿屋、下り松、松尾、鹿島路)	56集落
	志賀町	旧富来町全域 富来町 (地頭町、領家町、高田、七海、生神、牛下) 熊野村 (草木、荒屋、谷神、三明、中畠、豊後名、中山、日下田、町居、日用、六実) 稗造村 (広池、東小室、貝田、大西、田中、和田、今田、尊保、阿川、楚和、入釜、鶴野屋、地保、切留、八千代) 東増穂村 (八幡、八幡座主、中泉、給分、里本江、中浜、相神、草江、大鳥居) 西増穂村 (酒見、稲敷、栢木、大福寺、香能) 西海村 (風戸、風無、千浦、久喜) 西浦村 (赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前浜、深谷) 福浦村 (福浦港、和光台) 旧志賀町全域 高浜町 (高浜、大念寺) 上甘田村 (甘田) 中甘田村 (福野、長沢、大島、岩田、坪野、宿女) 下甘田村 (上棚、二所宮、館、福井、大阪、穴口、米浜) 志加浦村 (川尻、町、営団、安部屋、上野、大津、小浦、百浦、赤住) 堀松村 (堀松、梨谷小山、北吉田、清水今江、末吉、矢蔵谷、神代) 加茂村 (矢駄、倉垣、安津見) 土田村 (徳田、館開、火打谷、矢田、印内、代田、新林、牧山、仏木、谷屋、栗山) 上熊野村 (大笹、田原、米町、小室、松木、直海、釈迦堂、長田、五里峠、牛ヶ首)	114集落

農林総合 事務所名	市町名	対 象 地 域	備 考
中能登	宝達志水町	<p>旧志雄町全域</p> <p>志雄町 (萩市、萩谷、萩島、柳瀬、出浜、子浦、吉野屋、聖川、散田、下石、新宮、当熊、原、針山、海老坂、平床、石坂、向瀬、走入、清水原、見砂、所司原、菅原、二口、杉野屋)</p> <p>柏崎村 (敷浪、敷波)</p> <p>旧押水町全域</p> <p>北大海村 (北川尻、免田、森本、冬野、坪山、正友、紺屋町、東野、東間)</p> <p>北荘村 (小川、河原、山崎、宝達、沢川)</p> <p>中荘村 (門前、三日町、中野、上田、上田出、御館)</p> <p>末森村 (今浜、麦生、米出)</p> <p>柏崎村 (宿、竹生野、南吉田)</p>	53集落
	七尾市	<p>旧七尾市全域</p> <p>和倉町 (奥原、和倉)</p> <p>石崎村 (石崎東、石崎西)</p> <p>西湊村 (小島、津向、松百、新保、祖浜、赤浦、直津)</p> <p>東湊村 (万行、佐野、佐味、大田、殿、沢野)</p> <p>矢田郷村 (藤橋、所口、本府中、天神川原、藤野、古府、小池川原、古城、古屋敷、竹、矢田、大和)</p> <p>七尾町 (旧七尾)</p> <p>徳田村 (八幡、国下、千野、多根、八田、江曾、中挟、飯川、若林、下、細口、白馬、国分)</p> <p>南大呑村 (大泊、東浜、黒崎、花園、山崎、小川内、熊淵、水上、滝尻)</p> <p>北大呑村 (大野木、日室、江泊、白鳥、百海、庵、外林、虫崎、柑子、佐々波、菅沢、須能、麻生、清水平、小栗)</p> <p>崎山村 (鶴浦、三室、湯川、岡)</p> <p>高階村 (満仁、池崎、青山、旭、東三階、西三階、温井、盤若野、町屋)</p> <p>旧田鶴浜町全域</p> <p>相馬村 (西下、伊久留、七原、吉田)</p> <p>金ヶ崎村 (大津、白浜、深見)</p> <p>田鶴浜町 (舟尾、川尻、新屋、垣吉、田鶴浜、三引、高田、杉森、東山)</p> <p>旧中島町全域</p> <p>笠師保村 (笠師、筆染、塩津)</p> <p>豊川村 (外原、土川、豊田、豊田町、河崎、崎山、奥吉田)</p> <p>熊木村 (山戸田、横田、宮前、谷内、上町、浜田)</p> <p>西岸村 (横見、田岸、外、小牧、深浦、鹿島台、長浦、瀬嵐、別所)</p> <p>中島村 (中島)</p>	152集落

農林総合事務所名	市町名	対象地域	備考
中能登統	七尾市	鉦打村(西谷内、河内、藤瀬、北免田、上島、町屋、鳥越、古江、大平、呉竹) 旧能登島町全域 東島村(祖母ヶ浦、八ヶ崎、鰻目、長崎、野崎、日出ヶ島、二穴) 中乃島村(向田、曲、島別所、佐波) 西島村(半浦、須曾、南、無関、閼、久木、通、田尻、百万石)	
	中能登町	旧鳥屋町 鳥屋町(良川、黒氏、一青、末坂、羽坂、今羽坂、新庄、廿九日、川田、大槻、春木) 相馬村(瀬戸、花見月) 旧鹿島町 越路町(在江、西、坪川、久乃木、武部、二宮、徳前、芹川、原山、石動山) 御祖村(小田中、藤井、福田、高島、小金森、曾祢) 滝尾村(上井田、下井田、小竹、水白、尾崎、東馬場、最勝講) 久江村(久江) 旧鹿西町 能登部町(能登部下、徳丸、能登部上、西馬場、上後山、下後山) 金丸村(杉谷、谷内、沢、宮地、横町、正部谷)	49集落
奥能登	輪島市	旧輪島市全域 町野町(広江、寺地、敷戸、南時国、西時国、曾々木、大川、伏戸、真喜野、東大野、川西、金蔵、井面、桶戸、徳成、徳成谷内、東、麦生野、北円山、舞谷・佐野、寺山、大久保牛尾、鈴屋、栗蔵) 西保村(上大沢、西二又、上山、大沢、赤崎、下山、小池) 大屋村(小伊勢、稲屋、長井、房田、山本、中段、水守、釜屋谷、堀・新橋通、美谷、鶴入、光浦、二ツ屋、宅田、下黒川、上黒川、二俣、縄又、別所谷・帯壁、滝又、空熊) 河原田村(杉平、山岸、横地、石休場、東中尾、北谷、西脇、山ノ上、市ノ瀬、熊野、打越) 鶴巣村(塚田、久手川、稲舟、大野、惣領、深見) 南志見村(小西山、大西山、渋田、東印内、西院内、東山、里、小田屋、忍、尊利地、名舟、野田・白米) 三井村(長沢、小泉、新保、細屋、内屋、市ノ坂、洲衛、坂田、与呂見、仁行、中、本江・渡合、興徳寺) 旧門前町全域 門前町(清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、鬼屋、館、西中尾・広岡、小滝、猿橋、小石・上河内・植戸) 劔地村(劔地、腰細・大泊、赤神、馬場、日向浦、飯川谷、清沢、滝町、馬渡、久川、木原月、大釜、藤浜・池田、南、千代、是清・北川、中田、鍛冶屋・新町分、小山、椎木、大切・白禿、江崎・二又、山是清)	178集落

農林総合 事務所名	市町名	対 象 地 域	備 考
奥能登 統 統	輪 輪 島 島 市 市 統 統 き き	<p>諸岡村 (大生、道下、鹿磯、深見、六郎木、勝田)</p> <p>浦上村 (田村、田村・山辺、正仏・清太郎・蛇喰、亀部田吉ヶ谷般若地、浅生田・大町、安代原、尺ヶ池・日砂子・濁池、中野屋、知気女、番頭屋・中尾、菅ノ原・滝又、西円山、中屋、宮古場・水ノ上、宮田・大久保)</p> <p>七浦村 (皆月、樽見・暮坂、薄野・井守上坂、百成大角間、鶴山・大滝、中谷内、五十洲、吉浦、矢徳)</p> <p>本郷村 (貝吹、原、荒屋・長井坂、定広、地原、東大町・別所、平、堀越・鍬川、二又川、能納屋・谷口、内保、本内、四位、俊兼・嶺、滝上)</p> <p>黒島村 (黒島)</p>	
	穴水町	<p>全域</p> <p>穴水町 (川島、白山、由比ヶ丘、大町、上出、竜山寺、鶴島、乙ヶ崎、志ヶ浦、緑ヶ丘、新崎、根木、鹿島、曾福、天神谷、宇留地、河内、鹿路、越渡、上中、桂谷、大角間、下唐川、丸山、上唐川、小又、地藏坊、平野、此木、七海、北七海、麦ヶ浦)</p> <p>諸橋村 (沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古君、竹太)</p> <p>兜村 (黒崎、至誠、小甲、大甲、曾良、鹿波、野並、鹿上開拓、東山・女良川、小又・市の坂)</p> <p>住吉村 (木原、樟谷、菅谷、伊久留、藤住、曾山、東中谷、旭ヶ丘、岩車、川尻、比良、瑞鳳、下出、新宮、中居本町、中居南、梶、波志借、細野、藤巻)</p>	69 集 落
	能登町	<p>旧能都町全域</p> <p>宇出津町 (大棚木、小棚木、源平、漆原、大平、平体、梅の木)</p> <p>鶴川町 (鶴川一区、鶴川二区、鶴川三区、鶴川四区、七見、小垣、谷屋、吉谷、神道、八の田、院内、町、西安寺、俎倉、木住、三田、宮地、鮭尾、太田原、柏木、本木、武連)</p> <p>神野村 (下藤ノ瀬、上藤ノ瀬、宇加塚、鶴町、曾又)</p> <p>三波村 (猪平、矢波、波並、藤波、間島)</p> <p>小木町 (羽生・大沢、真脇・姫、小浦、羽根)</p> <p>旧柳田村全域</p> <p>柳田村 (野田、金山、日詰脇、重年、百万脇、上谷、笹川、石井、国光、鴨川、長尾、小間生、鈴ヶ嶺、桐畑、久田、小木ノ又、上合鹿、言若、立ヶ谷内、中ノ又、久亀屋、猪谷内、坪山、和住、万敷、天坂、寺分、五郎左エ門分、十郎原、黒川、兜地、中組、蓮花坊、極楽地、大箱、北河内、五十里)</p> <p>神野村 (中斉、神和住)</p> <p>旧内浦町全域</p> <p>小木町 (越坂、市之瀬、東町、明野)</p> <p>松波町 (上出町、鍛冶町、港町、中組町、白山町、御坊町、平尻町、第一元組町、坪根、恋路、上西、上東、空林、布浦、鹿泊、比那、九ノ里、九里川尻、河ヶ谷、滝之坊、駒渡、秋吉、清真、宮犬、不動寺、行延、山口、程谷、山中・満泉寺、十八束、国重、立壁、四方山、向出、下出、新村、長尾、新保、明生、泉)</p>	126 集 落

農林総合 事務所名	市町名	対 象 地 域	備 考
奥能登 統 統	珠 珠	<p>全 全</p> <p>宝 宝 立 立 町 (南町、見付・朝日、住吉、本町、常盤、上中釜、下中釜、大島、下 中野、中野、高井、加下、法住寺、金見、柏原、助政、 石尾谷内、郷、善野、小屋、泥ノ木、大町、二谷、馬渡、是久、乗 木、八幡、白山、下稻荷、上稻荷、中鷓島、宗玄、黒峰)</p> <p>正 正 院 院 町 (岡田、西町、東町、平床、狩的、黒滝、前浜、今町・東浜町、 三社口・西浜、立町、八幡町、大町・御城、大小路、寺丸)</p> <p>上 上 戸 戸 村 (大門口、仮谷、日光社、天満、上ノ間、光真、金社、下番匠、上 番匠、永田中、清水、泉・郡浜、竹中、名山、随念、神道、穴釜)</p> <p>若 若 山 山 村 (北山、上山、洲巻・白滝、南山、吉ヶ池、二子、上黒丸、上正力、 宗末、中、大坊、宇都山、延武、火宮、向、中田、古蔵、経念、鈴 内、広栗、出田)</p> <p>直 直 三 三 崎 崎 村 (島田、西中町・東中町、杉ノ木、本江寺、熊谷、岩坂) 村 (塩津上野、下出、川上本町、大浜、東方、粟津、大屋、森腰、宇 治、引砂、高波、伏見、小泊、雲津、細屋、内方、本、 二本松開拓、野中・大畑、川上)</p> <p>西 西 海 海 村 (真浦、仁江、清水、片岩、長橋、上浜、浜出、大町・東西、森吉・ 名ヶ谷・小鮎山、中谷内・外山、土口・西谷、角間、赤神、泊・国 永出、仲平山・忍久保出、南出・吉国出、鰐崎、笹波、石神、高屋 西部、高屋東部、唐笠、北山、渡瀬、木ノ浦、谷内出、向出、洲 崎、新保出、川浦、横山、上出、中前田、中島)</p> <p>蛸 蛸 島 島 村 (諏訪町、本貝蔵、東貝蔵、島の地、本仲町、東仲町、西脇、東 脇)</p>	1 5 2 集 集 落 落
計			1, 3 0 8 集 集 落 落

注：旧町村名、集落名の記載にあたっては

①角川日本地名大辞典 17石川県 角川日本地名大辞典編纂委員会 角川書店 昭和56年7月

②1995年農業センサス 図で見る石川県の農業集落の姿 北陸農政局統計情報部 平成10年3月
を参考にした。

中山間地域エリアの設定について

平成8年2月制定（令和元年7月、令和4年3月修正）

中山間地域エリアの要件

次のA、B及びCのいずれかに該当する地域を中山間地域とする

- A 3法で指定・公示する地域** —— 国指定地域、市町村又は旧市町村単位
 ・特定農山村法、山村振興法、過疎法のいずれかで指定・公示

特定農山村法 特定農山村地域における 農林業等の活性化のための 基盤整備の促進に関する 法律	次の(1)、(2)、(3)及び(4)の条件を満たすこと。 (1) 地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利であること。 ア 勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上であること。ただし、全田面積が全耕地面積の33%以上であること。 イ 勾配15度以上の畑の面積が全畑面積の50%以上であること。ただし全畑面積が全耕地面積の33%以上であること。 ウ 林野率が75%以上であること。 のいずれかを満たすこと。 (2) 土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業であること。 ア 15歳以上人口に対する農林業従事者の割合が全国平均(10%)以上であること。 イ 総土地面積に対する農林地の割合が全国平均(81%)以上であること のいずれかを満たすこと。 (3) 3大都市圏にないこと。 (4) 人口10万人未満であること。
山村振興法	林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地、その他の地域で制令で定める要件に該当する地域 (制令で定める要件) (1)及び(2)を満たすこと。 (1) 林野率が75%以上かつ人口密度1.16人/ha未満であること。 (2) 当該市町村の区域の自然条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により交通、通信、生産、国土保全、教育文化厚生施設等の整備が不十分な地域
過疎法 過疎地域自立促進 特別措置法	次の以下の(1)～(4)のうちいずれか、かつ(5)に該当する市町 (R3.4公示) (1) 40年間 (S50年～H27年国調) で人口減少率が28% (※) 以上 (2) 40年間 (S50年～H27年国調) で人口減少率が23%以上でかつ高齢者比率 (65歳以上人口) が35%以上 (3) 40年間 (S50年～H27年国調) で人口減少率が23%以上でかつ若年者比率 (15歳以上30歳未満人口) が11%以下 (4) 25年間 (H2年～H27年国調) で人口減少率が21%以上 (5) 3ヵ年 (H29年～R元年) の平均財政力指数が0.51以下でかつ公営競技収益が40億円以下 (※) 財政力指数が0.40以下の場合、23%以上に緩和 ○令和2年国勢調査を反映した過疎地域の要件 (R4.4追加公示) (1) 40年間 (S55年～R2年国調) で人口減少率が30% (※) 以上 (2) 40年間 (S55年～R2年国調) で人口減少率が25%以上でかつ高齢者比率 (65歳以上人口) が38%以上 (3) 40年間 (S55年～R2年国調) で人口減少率が25%以上でかつ若年者比率 (15歳以上30歳未満人口) が11%以下 (4) 25年間 (H7年～R2年国調) で人口減少率が23%以上 (5) 3ヵ年 (H30年～R2年) の平均財政力指数が0.51以下でかつ公営競技収益が40億円以下 (※) 財政力指数が0.40以下の場合、25%以上に緩和 ○過疎地域に準じる地域として、知事が認めた地域 (準過疎地域) (R3.4.1認定) ※地域一覧では斜体にて表記

- B 地理的条件の極めて不利な地域** —— 県指定地域、集落単位

過去10年間の人口が減少 (過疎化)

かつ

林野率が75%以上、又は耕地の傾斜が1/20以上が50%以上

<山振法、特定農山村法>

<特定農山村法>

- C 人口減少の特に著しい地域 (及びこれに準ずる地域で特に必要と認められる地域)**

—— 県指定地域、集落単位

過去10年間の人口減少が10%以上<過疎法に準拠>

A又はBの地域に隣接 (地域の一体性)